

うめのき保育園 重要事項説明書

特定教育・保育の提供の開始に際して、予め当園が説明しておくべき事項は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人 川崎市社会福祉事業団
所 在 地	川崎市高津区久地3丁目13番1号
電 話 番 号	044-829-1829
代 表 者 職 氏 名	理事長 佐川 道夫

2 施設概要

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	うめのき保育園
施 設 の 所 在 地	川崎市高津区久地3-13-1
電 話 番 号	044-829-1830
施 設 長	西田 祐子
受 入 年 齢	生後5か月～小学校就学前
利 用 定 員	乳児6人 1・2歳児39人 3歳以上児75人 合計120人
開 設 年 月 日	平成24年 4月 1日

3 施設の目的及び運営の方針

うめのき保育園（以下「当園」という。）は、児童福祉法第39条の規定に基づき、以下の運営の方針に従って、保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供にあたり、利用する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場であるよう努めます。
- (2) 当園は、その目的を達成するために、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を一体的に提供します。
- (3) 当園は、利用する子どもを保育するとともに、家庭や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、利用する子どもの保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行います。

4 設備の概要

(1) 園舎等の概要

敷 地 面 積	1224.65㎡
園舎の構造・規模	鉄筋コンクリート造3階建て
園 舎 面 積	1205.06㎡
園 庭 面 積	396.0㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	面積	備考
乳児室 (ほふく室含)	2室	83.0㎡	0歳児、1歳児
保育室	1室	57.82㎡	2歳児
保育室	4室	238.57㎡	3歳児～5歳児、一時保育室
ランチルーム	1室	65.61㎡	
事務室 (医務室含)	1室	35.18㎡	
調理室	1室	36.72㎡	

5 職員の職種、員数及び職務の内容

職種	員数	職務内容
園長	1人	園務の統括
副園長	1人	保育の統括、保護者の育児相談、地域の子育て支援
保育士	17人	保育業務
看護師	1人	保育業務、健康管理業務
管理栄養士	1人	栄養管理、献立作成
調理員	3人	給食調理（給食業務委託業者）
事務員	1人	事務

※上記職員の員数等は、利用する子どもの人数によって、実際の配置と異なる場合があります。

6 保育の提供を行う日及び行わない日

当園が保育の提供を行う日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、国民の祝日及び年末年始（12月29日から1月3日まで）は休園となります。

7 保育の提供を行う時間

当園が保育の提供を行う時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定を受けた子どもの場合

7時から18時の範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他の保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「なれ保育」がありますので、ご協力をお願いします。なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料及び補食代が必要となります）。

(2) 保育短時間認定を受けた子どもの場合

8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間とします。実際に保育の提供を行う時間帯は、各世帯の保護者の就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえ個別に決定します。ただし、入園当初、一定期間、児童が集団保育に慣れるために、保育の提供を行う時間を短くする「なれ保育」がありますので、御協力をお願いします。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から20時までの範囲内で、時間外保育を提供します（時間外保育の利用にあたっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途時間外保育料が必要となります）。

8 給食等について

給食の方針	「楽しく食べる子ども」を目標とし給食の提供を行います。川崎市公立保育園統一献立を基本としながら、その他様々な行事に伴う会食や日本の食文化を大切にした四季折々の行事食など独自の献立を作成し給食の提供を行います。食を通して子ども達の様々な成長を支援していきます。
昼食・おやつ・補食	保護者の方へは、園だよりと一緒に献立表をお配りします。
アレルギー・配慮食等の対応	使用する食材の中でアレルギー等で食べられないものがありましたら、医師の診断書（又は指示書）を保育園に提出してください。川崎市健康管理委員会に諮り、承認を得た後ご相談の上対応します。 病後などの回復期に配慮が必要な場合や宗教上で食べられない食品等については依頼書に基づき、ご相談の上食事内容の配慮をします。

9 提供する保育等の内容

当園が提供する保育等の内容は、次のとおりとします。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

上記6及び7に記載する日及び時間において、保育の提供を行います。

(2) 3歳以上児への主食の提供

3歳以上児に対しても、別途主食代を受領し、主食の提供を行います。

(3) 一時保育事業の実施

保護者などが週3日以内の就労や就学、病気や冠婚葬祭などのため、子どもを家庭で保育できない場合や疾病、入院等のやむを得ない理由や私的理由により保育の提供を行います。

(4) 地域支援事業の実施

当園が有する専門的な機能を地域の子育て家庭に対する支援に役立てるため、適宜、

保育に対する相談に応じ、必要な助言を行います。

地域との交流の促進や地域福祉の向上を図る為、世代間交流事業・異年齢交流事業・育児講座等の地域活動事業にも積極的に取り組みます。

(5) 地域子育て支援センター事業の実施

地域の子育て家庭への支援として、乳幼児及びその保護者に交流の場を提供し、交流の促進を図るとともに、子育て等に関する相談・援助を行います。

地域の子育て関連情報を提供し、子育てに関する講座を実施します。

10 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及び金額

(1) 0～2歳児クラス（3号認定）の保育料は、教育・保育給付認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) その他保育等の提供に要する実費徴収額等

(1) に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用をご負担いただきます。

お支払方法は、別途お知らせします。なお、滞納が発生した場合、支給認定を受けた市町村に連絡をさせて頂くことがあります。

11 利用の開始及び終了に関する事項

(1) 当園の利用は、市町村から特定教育・保育の実施について委託を受けたときに、開始するものとします。

(2) 当園の利用は、利用する子どもが小学校に就学するとき、利用する子どもの保護者が児童福祉法その他の関係法令に定める保育を必要とする要件に該当しなくなったとき、又は、その他利用の継続について重大な支障もしくは困難が生じたときに、終了するものとします。

12 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

内科

医療機関の名称	久地さとう医院
医師名	佐藤 浩則
所在地	川崎市高津区宇奈根 6 3 7 - 5
電話番号	0 4 4 - 8 5 0 - 9 9 2 5

13 緊急時等における対応方法

当園は、特定教育・保育の提供を行っているときに、利用する子どもに体調の急変が生じた場合や事故が発生した場合には、速やかに当該子どもの保護者及び市に連絡をするとともに、当該子どものかかりつけの医療機関のほか以下の医療機関に受診させる等の必要な措置を講じるものとします。

受診医療機関①	医療機関名：高橋クリニック 診療科：外科・整形外科・小児科・内科 所在地：川崎市多摩区堰3-5-14 電話番号：044-822-8319
受診医療機関②	医療機関名：川崎市立多摩病院 診療科：小児科・外科・整形外科など 所在地：川崎市多摩区宿河原1-30-37 電話番号：044-933-8111
受診医療機関③	医療機関名：グリーンデンタルクリニック久地 診療科：歯科 所在地：川崎市高津区宇奈根637-1 電話番号：044-712-4614

14 非常災害対策

非常時の対応	別途定める消防計画や災害対応マニュアル等により対応いたします。												
避難・備蓄用品	<table border="0"> <tr> <td>・避難用リュック</td> <td>有</td> <td>・備蓄米・食糧</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・ミネラルウォーター</td> <td>有</td> <td>・懐中電灯</td> <td>有</td> </tr> <tr> <td>・毛布</td> <td>有</td> <td>・簡易トイレ</td> <td>有</td> </tr> </table>	・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有	・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有	・毛布	有	・簡易トイレ	有
・避難用リュック	有	・備蓄米・食糧	有										
・ミネラルウォーター	有	・懐中電灯	有										
・毛布	有	・簡易トイレ	有										
急時の伝言方法	緊急時災害用伝言ダイヤルを利用し、また、マチコミメールやキッズビューのスマホ連絡帳アプリで、一斉配信を致します。												
避難場所	川崎市久地小学校（川崎市高津区久地4-2-1）												

15 虐待等の防止のための措置

当園は、利用する子どもの人権の擁護と虐待の防止を図るため、責任者を設置する等の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとします。

16 苦情・要望等に係る相談窓口

当園では、苦情・要望等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園相談窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・苦情受付担当者 副園長 寺田望美 ・苦情解決責任者 園長 西田祐子 ・苦情会解決委員 園長・副園長・主任保育士 <p>苦情・要望等の御相談は、直接又はお電話にて担当者までお申し出ください。また、ご意見箱もご利用ください。</p>
社会福祉法人川崎市社会福祉事業団 法人窓口	<p>法人事務局 苦情受付担当</p> <p>電話による受付：044-829-1829</p> <p>FAXによる受付：044-829-1840</p> <p>来所による受付：川崎市高津区久地 3-13-1</p>
第三者委員	<p>荒井 敬八（社会福祉士）、齋藤 清一（利用者家族会） 今 富子（民生委員）</p> <p>直通メールアドレス：dai3sya@kfj.or.jp</p> <p>電話による受付：044-829-1829（事業団事務局苦情受付担当）</p>

17 利用者に対する保険内容

当園では、以下の給付制度、保険に加入しています。

保 険 の 種 類	災害共済給付制度（日本スポーツ振興センター）
給 付 の 対 象	医療費、障害見舞金、死亡見舞金、附帯業務

保 険 の 種 類	施設・生産賠償責任保険（三井住友海上火災）
保 険 の 内 容	身体賠償・対物賠償

※補償については事象により、保険会社との相談になります。

18 その他利用にあたっての留意事項

禁止事項・制限事項	<ul style="list-style-type: none"> ・車での送迎は御遠慮ください。 ・当園では、川崎市健康管理委員会の承認がない限り、投棄は行いません。 ・他の利用者に対する一切の宗教活動、政治活動及び営利活動はお止め下さい。
-----------	---

別表

受領する費用の種類	支払を求める理由	金額
延長保育料	延長保育に要する費用の一部をご負担いただくもの	<p>利用する延長保育時間 30 分につき 月額 1, 000 円 ※ただし、被保護世帯及び市民税非課税世帯は免除</p> <p>スポット利用：1 回 30 分 500 円 ※ただし、電車の遅延の場合は証明書があれば、補食代のみとします。</p>
補食代	延長保育時に提供する補食代を実費でご負担いただくもの	<p>月額 1, 500 円 スポット利用 1 回 100 円</p>
主食代	3 歳児以上の児童に提供する主食代を実費でご負担いただくもの	<p>月額 1, 500 円</p>
副食代	3 歳児以上の児童に提供する副食代を実費でご負担いただくもの	<p>月額 4, 500 円 ※ただし、年収 360 万円未満相当世帯および第 3 子以降（注 1）の子どもは免除 注 1）3～5 歳児の中で第 3 子以降</p>
その他実費 徴収額等	クラスごとに必要とする物品代を実費で御負担いただくもの	<p>実費（年間 1,600～9,000 円程度）</p>

令和 6 年 7 月 1 日改訂

保育園の特定教育・保育の提供並びに個人情報使用に関する同意書

私は、本書面に基づき重要事項の説明を受け、あらかじめうめのき保育園の特定教育・保育の提供の開始について同意しました。

また、特定教育・保育の提供に際し、利用児童及びその保護者等に係る個人情報について、以下の目的のために、必要最小限の範囲内において使用することに同意します。

- ・ 小学校就学や、他施設への転園において、円滑な移行や接続が図れるよう、当該施設との間で、在園時における情報の共有や必要な連絡調整を行うこと。
- ・ 緊急時において、病院その他の関係施設に対し必要な情報提供を行うこと。
- ・ 保護者との連絡手段として、キッズビューやマチコミメールのアプリを活用し保育に関する日常の相互連絡や緊急時のお知らせを円滑に行うため、配信システムへの登録と活用をして頂くこと。
- ・ その他個人情報の取り扱いについての承諾
氏名・生年月日・園児作品・写真・映像等を、保育園の安全で円滑な運営や教育等を目的として、園舎・クラス内に掲示をすること。
保育園活動の理解を深めるため、必要に応じて保護者限定で映像をデジタル配信すること。
地域に向けて、保育園活動や子育て支援の一環として、園だよりや行事の映像の紹介を園内に掲示または配布をすること。また、保育の映像を個人が特定されないようにし、Instagramやホームページに掲載すること。
*園内に掲示した情報は、当園で所定期間（1～6年）保存後シュレッダーにかけ適切に廃棄します。

うめのき保育園 園長 西田 祐子 宛て

令和 年 月 日

保護者住所：

保護者氏名： 印

児童氏名：

児童から見た続柄：